

## 共同遺言の禁止 宅建 H22-10-4 <<#498>>

【問】 正誤をつけよ。

夫婦又は血縁関係がある者は、同一の証書で有効に遺言をすることができる。

【答え】 誤り

### <<ポイント>> 共同遺言の禁止

遺言は、2人以上の者が同一の証書ですることができない。（民法 975 条）

⇒ 夫婦や血縁関係にある者でも共同遺言は禁止される

### <<補講>> 遺言の方式

遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない。（民法 960 条）

#### ● 普通的方式

自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言

#### ● 特別的方式

危急時遺言（死亡の危急の迫った者の遺言、船舶遭難者の遺言）

隔絶地遺言（伝染病隔離者の遺言、在船者の遺言）